

答申番号	平成 30 年度答申第 1 号
諮問日	平成 30 年 10 月 19 日
答申日	平成 31 年 1 月 9 日
事件番号	30 総第 61 号
答申概要	<p>(審査会の結論) 本件審査請求は、行政不服審査法第 46 条第 1 項の規定により処分を取り消すべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>1 本件審査請求に係る審理手続について 本件審査請求に係る審理手続は適正に行われたものと認められる。</p> <p>2 審査会の判断について</p> <p>(1) 本件に係る法令等の規定等について</p> <p>ア 固定資産税に係る滞納処分については、地方税法第 373 条に滞納者の財産を差し押さえなければならぬ旨規定している。</p> <p>イ 繰上徴収については、地方税法第 13 条の 2 第 1 項に「納税者の財産につき滞納処分が開始されたときは、その納期限においてその全額を徴収することができないと認められるものに限り、その納期限前においても、その繰上徴収をすることができる」旨規定している。また、同条第 3 項において、繰上徴収をしようとするときは、その旨を納税者に告知しなければならない旨規定している。</p> <p>また、地方税法総則逐条解説（地方税務研究会）によると、「その者の財産の状況が、地方団体の徴収金の納付納入を担保するのに充分であり、かつ、その散逸するおそれがないと認められるときは、・・・・・・に該当しても、繰上徴収することはできない」とある。</p> <p>(2) 本件処分の判断について</p> <p>ア 審査請求人が所有する市内の不動産及び賃貸不動産に係る賃料収入の状況に照らして、過去には滞納状況等が認められ、今後も滞納がなされるおそれは充分認められるものの、固定資産税評価額の総額及び抵当権の設定等の有無並びに賃料債権の金額及びその履行状況等を考慮すると、当該固定資産税の納付納入を担保するのに充分ではないとまでは言えないため、地方税法第 13 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に該当したときであっても、本件においては繰上徴収が適当であるとは言えない。したがって、繰上徴収を前提とした本件審査請求に係る処分については取り消し、本来の納期限に納付させるべきである。</p> <p>イ 第 2 審理関係人の主張の要旨の 1 審査請求人の主張（審査請求書による）の(2)及び 2 審査請求人の主張（反論書による）に記載した審査請求人の主張については、行政不服審査法に規定する処分（行政庁の処分その他公権力の行使）に該当せず、行政不服審査法に基づく不服の対象とならないことから審査対象としない。</p> <p>3 結論 よって、「第 1 審査会の結論」のとおり当審査会として判断するものである。</p>